○防衛省告示第二百二十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十八日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十八日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二四度〇三分一五秒　東経一三一度〇七分三三秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十八日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十八日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千五百九十五号村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業最上川流域下水道（村山処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十月十九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四国中央市土居町入野八六六番一から同市土居町入野一四三番一まで	前	八・七〇～二六・八〇メートル	九・五五～三五・一五キロメートル
	後	九・五五～三五・一五	〇・八〇〇〇

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
阿久根市脇本字善筑五七五四番一から同市多田字潟三二八四番まで	前	一七・九八～二一・六六メートル	一九・四六～二一・六六キロメートル
	後	一九・四六～二一・六六	〇・〇六四

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第二百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

九州地方整備局長　金尾　健司